

大分県民会の創設

加藤 泰 信

- 一、はじめに
- 二、各区町村共有物取扱土木起功規則の制定
- 三、民会開設の動きと地方官会議
- 四、大分県民会の開設
- 五、おわりに

一 はじめに

「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」に始まる五箇条の御誓文に謳われた維新政府の基本方針は、現実には容易に実現され得るものではなかった。

大小区制のもとで、戸籍史として設けられた戸長は、土地人民に関する一切の事務を取扱う官吏として、中央集権体制樹立の末端機関としての役割をはたした。従来の村の行政機能は失われ幾つかの村を含めた小区を単位に、戸長を通じて、県庁よりの布達、小区よりの上申がなされた。とりわけ上意下達に重点が置かれ、また戸長や区長には、他地域出身者も多く任命されたため、民意が地方行政に反映することは、きわめて難しいことであった。当然そこには戸長の専断が起こってくる。

このような状況のもとで、徐々にではあるが、開明的な地方長官の統治する県では町村会が開設され、或は地方の便宜によ

り区会、県会が開かれてくる。明治八年の第一回地方官会議では、自由民権運動の影響を受け、民会開設の件が扱われている。また九年には、「各区町村共有物取扱土木起功規則」が制定され、各町村から総代を出すことが公式に決定し、住民の地方自治参加への道が、狭いながらも通じるようになった。

明治十一年の地方三新法公布までの、県会、区会、町村会を総称して民会というが、ここでは、明治初期の民会發達過程とその中での大分県民会成立を扱うこととした。

二 各区町村共有物取扱土木起功規則の制定

全国的にみると、民意が幾分なりとも、地域の行政に取入れられるようになるのは、明治九年十月七日に制定された「各区町村共有物取扱土木起功規則」においてである。すでに、前年十二月、兵庫県では、この規則の原形と考えられる議案を県会で決議している。⁽¹⁾

兵庫県ヨリ内務省へ伺 八年十二月十一日

当県管下各町村公借取扱方従来一定ノ成規無之戸長特リ專擅スルニ至リ弊害不少趣人民情願ニ任セ今般協議ノ上別紙ノ通規定取扱候条管内へ布達致度此段伺出候也八年十二月十一日

県会議案第五決議済管下布達案

従前各町村公借ノ金穀取扱方一定ノ規則無之ヨリ住々人民ノ疾苦ヲ醸成シ弊害不少候ニ付今般左の通相定候条此旨布達候也
八年十二月 日 兵庫県

第一 自今町村ニ於テ公借致ス節ハ正副戸長及不動産所有ノ者六分以上連印タルヘキ事

第二 戸長自今證印ノミニテ不動産所有入六分以上連印無之節ハ一村ノ公借ニ不相立事

第三 自今共有ノ地所或ハ建家等売払或ハ買入候節モ同上連印タルヘキ事

第四 自今土木開築ノ節モ同上連印タルヘキ事

第五 町村共有ノ地所地券書換ノ節モ同上連印売渡証書持參可致事

第六 此規則布達前ニ借入有之分ハ此限ニアラス

戸長專横による弊害を冒頭に掲げ、これを防ぐために、公借取扱には各町村の不動産所有者の参加を認めている。当時としては画期的なものである。

太政官布告第三百十号「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」⁽²⁾では、適用範囲を町村のみならず区まで広げているが、各町村の不動産所有者から総代二名を選出することとし、区内の場合は、各町村総代人の六分以上の連印を要するとし(第一条)。町村内においては、兵庫県と同様である。規則は四条から成る簡単なものであるが、正副戸長のみの印では無効とし、町村の総代人を設けて連印することにより、その自治性のある程度認められたのである。また、この規則に該当する件に関する限り、世論が反映することとなった。翌十年一月十八日には総代人は二名以上、同三月六日には、六分以上の連印が五分以上に改訂されている。⁽³⁾

本県では、明治十年一月二十二日庶達第拾壹号総代人云々達で、「総代人選挙法」を下渡し⁽⁴⁾、二月十五日までに姓名を届出るよう指令している。さらに、二月六日、庶布第拾号「総代人心得書」が布達された。この「総代人心得書」では、「金穀公借共有地所建物取扱土木起功規則」を遵守し(第一条)、民情ヲ斟酌し、後來の利害を量り輕挙無きよう注意している(第二条)。また総代人は「金穀公借共有地所建物取扱土木起功等ノ事ニ與ルヲ以テ本務トスルモ時宜ニヨリ其区町村ノ利害得失ニ関シ候事ハ区戸長ヨリ協議シ或ハ区会ノ議員ニ充ルヲモアルヘシ 但小区総代人ハ臨時本支庁ニ召集シ下議スルヲモアルヘシ」(第四条)と規定され、この規則のみの総代にとどまらず、区町村の代表としての性格をも兼ねさせた。なお小区総代人は、町村総代人から一小区あたり五、十名選出されることとされた。区会は、正式には設置されていない段階にあるが、総代人を集めて下議する会を称したものであろう。注目に値する条項である。なお総代人は無給であり、ことの細大を問わず、区戸長

に稟議することが義務づけられた(第十条)。

七月二十六日には、総代人心得書中に追加布達(庶布第三拾四号)がなされ、区内貯蓄金貸借出納に関する議にも與り書類に連署することとなった。

明治初期の、地域的な世論は、この総代人の設置により、一部分ではあるが地方行政制度の中に位置づけられてきた。しかし、民会の開かれていた県は比較的少なく、中にも町村会は、ほとんどみられなかった。士族、豪農等による自由民権運動は、このころから高まってきた。

三 民会開設の動きと地方官会議

(1) 地方官会議の開催

明治七年二月、板垣退助等による民権議院設立建白以来、盛上る民権運動の対応策として、八年一月に大阪会議を開き、元老院、大審院の設置、地方官会議を行なうこととした。四月十四日には、立憲政体漸立の詔を出している。地方官会議における民会討議もこの詔勅の影響がある。

第一回地方官会議は、六月二十日から七月十七日にかけて行なわれたが、地方長官による地方情勢の開陳という性質のものであった。議案は、地方警察議案・道路附橋梁議案・堤防法案・地方民会議問等であった。中でも民会に関することは重要な案件であった。議長は木戸孝允がとつとめ、幹事長に兵庫県令神田孝平、幹事は神奈川県令中島信行、千葉県令柴原和が選ばれた。

参加した地方長官(または代理)は、六十二名で、九州からは、宮崎県参事福山健偉、鹿児島県令大山綱良、大分県令森下景端、白川県権令安岡良亮、小倉県権令代理森長義、長崎県令宮川房之、佐賀県令代理伊藤謙吉、三潁県権令岡村義昌、福岡県令渡辺清の九名が出席した。

(2) 県会・区会

地方官会議での民会議問は七月八日から始まった。当時の民会開設状況は、木戸議長によると「今全国府県ノ民会ヲ開キタルモノ七県区戸長会ヲ開クモノ一府廿二県」であつた。さらにこれをくわしくみると「実地ニ於テ、公選民会ニ似タル者ヲ開設スル七県、区戸長会ヲ設クル者一府廿二県（柴原和発言）」⁽⁶⁾であり、七県については、公選民会に近いものであつた。

神田孝平、中島信行等は、公選論を積極的に展開し、民会であるからには当然民撰にしなければならない理由を述べた。九州各県長官の動きをみると、長崎、佐賀、三潯県は公選論、福岡、白川、大分県は、区戸長案に賛成の発言をしている。鹿児島県令大山綱良は、時期尚早として、民会設置そのものに反対した。

大勢は、人民の開化するまでは、区戸長を以ておこす案に傾き、多数決で、これに決した。その内訳は左の通りである。⁽⁷⁾

区戸長ヲ用フルヲ可トスル者 三十九人。

内区戸長ヲ可トシ公選ヲ交ントスル者二人。

民会開クヘカラス、己ムヲ得サレハ姑ク区戸長ヲ用フルモノ一人。

公選ヲ可トスルモノ二十一人。

内公選ヲ可トシ姑ク区戸長ヲ用フルモノ八人。

公選ヲ可トシ今日適度ノ可否ヲ言ハサルモノ一人。

多数ヲ以テ区戸長ヲ用フルニ決ス。

また、この日区会も開くことに決定した。翌、九日より「区長ヲ以テ府県会ヲ興ス法案」、「戸長ヲ以テ区会ヲ興ス法案」の審議がなされ、総小会議の会主に神田孝平がなり、十五日答議された。これは、その後に各県で制定された民会規則の基準となつた。

区長ヲ以テ府県会ヲ興ス法案答議⁽⁹⁾

第一章 府県会ノ事

第一条 府県会ハ、府県庁本部ノ地ニ一ノ会場ヲ設ケ、各区長ヲ以テ成ル者ナリ。

地方ノ適宜ニヨリ、副区長及戸長ヲ加ヘ、或ハ区長ノ数ヲ省除スルモ妨ナシ

第二章 議長及諸役員ノ事

第二条 議長ハ該府県長官、或ハ次官、之ニ充ツ可シ。

但時宜ニヨリ、議員中ヨリ選挙スルコトアルヘシ。

第三条 家場ノ規則ヲ整理スルハ、専ラ議長ノ職掌ナルヲ以テ以テ、若シ之ヲ犯ス者アレハ、議長之ヲ退場セシムルノ權アリ。

第四条 議事掛及書記官ハ、該府県属官ノ内ヲ以テ兼務セシムヘシ。

第三章 常会臨時会開閉并ニ縦聴ノ事

氣五条 常会ハ毎歳一回ヲ開キ、日数十五日以内タルヘシ。

第六条 常会ノ外、管庁ノ命ニヨリ之ヲ開キ、或ハ区長十分ノ六以上ノ申立ニヨリ、管庁ノ許可ヲ得テ之ヲ開クコトアリ、之ヲ臨時会トス。

第七条 臨時会ヲ開クニ於テハ、其開会スル事件ノ大意ヲ記シ、凡会期ノ十日前ニ、其地ニ達スルヲ計リ、長官ヨリ各区ヘ

報告スヘシ。

第八条 臨時会ニ於テハ、其開会スル事件ノ外ハ、議員十分ノ六以上ノ同議ニ非レハ、議スルコトヲ得ス。且日数ハ多クモ十

日ヲ過クヘカラス。

第九条 時宜ニヨリ管庁ノ命ヲ以テ、会議ヲ散スルコトアルヘシ。

第十条 左ノ場合ニ於テハ延会スヘシ。

一 議員十分ノ五缺席セシ時。

一 議長出席セサル時。

第十一条 議事ハ衆庶ノ縦聴ヲ許スヘシ。

但議場ノ都合ニヨリ、人員ヲ限ルコアルヘシ。

第十二条 左ノ場合ニ於テハ縦聴ヲ禁スヘシ

一 議員四分ノ一以上同説ヲ以テ、之ヲ禁セント謂フ時。

一 議長自カラ之ヲ禁セントスル時。

第四章 議会ノ権務

第十四条 議事ハ公平中止ヲ旨トシ、誹謗罵詈ニ涉ルヲ禁ス。

第十四条 府県会ハ専ラ該府法内ノ事ヲ議スルノ所ニシテ、泛ク政府ノ大政ニ及フコトヲ得ス。

第十五条 議会ハ議事ノ權アリテ、之ヲ施行スルノ權ナシ。

第十六条 議事ノ可否ヲ決スルハ、同論ノ多キ方ニ依拠スヘシ。若シ可否相半スルハ議長之ヲ決スヘシ。

第十七条 議目ノ要領トスル者左ノ如シ。

一 民費ノ事。

一 災害備虞ノ事。

一 取締及安寧風儀ニ関スル事。

一 公立ノ学校及貧院病院等ノ事。

一 諸会社及市場ノ事。

一 道路堤防橋梁用悪水等ノ事。

一 土地ヲ開キ物産ヲ興ス事。
 一 水陸運輸ノ便ヲ開ク事。

一 賦金ヲ課スル事。

一 府県会内規則ノ事。

第十八条 第十六条ノ議目ニ関セサル条件ト雖モ、臨時管庁ヨリ議題ヲ出スハ此限ニ非ス。

第十九条 決議ノ条件ハ、之ヲ管庁ニ差出シ、管庁ヨリ何等ノ旨ヲ二十日以内ニ説明セサル時ハ、必スコレヲ施行スヘキ者ト

認ムヘシ。

第二十条 決議施行スルニ至レハ、普ク管内ニ布達スヘシ。

第廿一条 決議施行セシ事件ニ、一周年間再議スルヲ得ス。

「戸長ヲ以テ区会ヲ興ス法案答議」も、骨子は府県会法案とはば同様である。全廿一条からなり、適用範囲、構成議員・日数が異なるのみである。例えば「第十七条議目ノ要領」では、「公有財産ノ事」、「区会内規則ノ事」以外は全く同一であった。

では、これまで民会を開設していた県は、この後どのように変化したであろうか。『太政類典第二編百六卷』八年七月の項に「地方民会姑ク区戸長ヲ以テ議員ト定ム」と記されているが、それに続いて七月十日付岡山県権参事西 毅一外十一名の議長宛向がある。その内容は四項目からなり、

一 既ニ公撰議員ヲ以開会候間

二 公撰議員区戸長互用罷在候間

三 即今公撰議員ヲ以テ開会ノ積り人民協議相成候間

四 区戸長ニテ開会ノ上公撰議員情願ノ趣人民ヨリ男出候節

以上について、至急指揮方を願出している。これに連名したのは、西の外に、三瀨県権令岡村義昌、福島県令安場保知、秋田県参事加藤祖一、愛媛県権令岩村高俊、北条県七等出仕鈴木董、青森県参事塩谷良翰、鳥取県権令三好周亮、長崎県令宮川房之、高知県権令岩崎長武、兵庫県令神田孝平、神奈川県令中島信行である。これは七月十日付となつていたので、地方官会議開会中のことである。これに対し翌日、ただちに返答がなされ「第一条第二条開会有之の県ハ先従前ノ通施行可致第三条第四条ノ儀ハ追テ町村会準則可相達候条町村会ヲ以テ施行ノ儀ト可心得事」とし、これ迄民会を開いて県は、先例にまかせることとし、柔軟性を持たせている。この直後七月十二日に千葉県令からも伺が出されており七月三十一日伺の改正千葉県議事会法案も、内容的には、地方官会議の決定事項にほぼ従つてゐるが、議員については、公選の代議人を以て構成することが認められてゐる。

千葉県令柴原和は、地方官会議に於いて、全国的状況から、区戸長会を是とする発言をしているが、明治七年に創設された県会では、すでに議員公選制を採用していた。八月二日付木戸孝允宛千葉県伺「地方民会ノ議ハ既ニ区戸長ヲ以テ府県会ヲ興ス議ニ御決議相成追々法按御審議中ニ有之処当県ニオキテハ別冊議事則并条例ノ通り前年ヨリ公撰議員ヲ以テ県会相開キ候ニ付今般御決議ノ区戸長會議ニ引直シ候テハ却歩ノ姿ニ立至リ人智開進ノ障碍相成可申ニ付別紙法按ノ通り公撰議員ヲ以テ」施行したい旨、上申し、再伺ともに許可されてゐる。

(3) 町村会

町村会については、第一回地方官会議で議事に取り上げられなかつた。その理由として、木戸孝允は、全国町村の規模の狭小性を指摘している。¹⁰⁾しかし、七月十七日「各地方漸次町村会開設ノ儀此度其地方ノ適宜ニ被任候ニ付右準則追テ御渡可相成候条此段相達候事」（太政類典第二編第百六卷）、と地方長官宛に、地方町村会準則を追つて頒布することを布達している。このことは、町村会について政府の方も留意する方向にあつたと考えられる。すでに町村会の開設を行つていた県もあつたのである。

町村会の嚆矢は兵庫県である。県令神田孝平のもとで、明治六年十一月二十六日に民会議事章程略、町村会議心得書が作成され、他県に多大な影響を与えた。選挙権は、不動産所持人である戸主に与えられた。神田は、蘭学者で、幕府の蕃書調所教授を経て、明治政府に招かれた開明的な県令であり、明六社にも参加した。愛媛県では、八年三月三十日、町村議事会心得、町村議事会仮規則、同年七月五日には神奈川県で町村会議事仮規則が制定された。以後、岡山県の区村会議事仮心得（九年五月二十五日）、宮崎県の町村会準則（同年八月十八日）、埼玉県の町村会仮規則（十年五月二十四日）、山口県の区会町村会議員仮規則（同年七月十一日）、秋田県の区会町村会規程・同議事仮規則（同年十月二十四日）、愛知県の町村会議員仮選挙法（同年十一月二日）、福島県の民会規則（十一年一月四日）が三新法以前では著名である。これらのうち、兵庫県の影響を受けたものは、愛媛県、神奈川県、愛知県、福島県の規則である。¹¹¹

地方町村会準則は結局頒布されずに終わり、明治十三年の区町村会法公布までは、各地方の適宜にまかされていた。しかし、十一年七月の三新法施行順序中「町村会議又は会議ヲ開キ云々」で、町村会が認められた。本県では、明治十二年四月二十四日「大分県町村会規則」が、同年六月十三日には「連合町村会規則」の布達がなされた。いずれも府県会規則に範をとったものである。

四 大分県民会の開設

「明治十一年大分県第二回年報」によると、明治九年に「第五大野第八日田両大区ヨリ区吏会議ノ稟請アリ尋陸続有志者ノ建白アリ」と記載され、区長でないしは県会創設の要請が出されている。

近隣の三瀨県では、明治八年に県会議事規則が定められた。区戸長を以てまず県会を興すことが、県令岡村義昌により布達されている。彼は、地方官会議で公選民会を主張しているから、この規則は会議終了以後のものとして推察される。福岡県（筑前）では、九年三月から区長会議を開いており、四月十三日には県会仮規則を施行している。¹¹²小倉県については、明治八年小

倉県第八大区の民会規則について 大分県地方史第九六・九七号」で佐藤節氏が紹介している。「県治概略第十六卷」によると、明治十年三月十二日付庶付番外巻で、前年大分県管轄となった九大区下毛、十大区宇佐郡宛布達に「区戸長選挙法云々」の件が出されており、従来通り区長戸長の選挙を認めていることから、民意を汲むことにおいて、豊後よりも進んでいたことがわかる。また十一年三月七日無号諭告中に「宇佐下毛両郡ノ儀ハ夙トニ民会ノ設ケアルヲ以テ人々能ク権理ヲ説キ義務ヲ弁シ勉メテ公議ノ美葉ヲシテ区務借置ノ間ニ結成セシメクトス」とあるから、合県以前に民会が設立されており、従来の民会をそのまま認めていたことが分る。

三瀬、福岡、小倉三県合併後の福岡県では、明治十年二月廿八日、小区会仮規則、大区会仮規則、県会仮規則を定めた。⁽¹⁴⁾ 県令渡辺清の「立会の大意」には、公選の議員を以て県治区務の状款を議することは、官民一致して県下の隆盛を期すからである。学校を盛んにし、以て工芸を興すこと、病院を設け県民の生命を保全すること、運輸の便を達し、物産を繁殖し、富有の基をなすこと、治安を維持することを目的として議會を設け、公議世論を尽すことを述べている。小区会↓大区会↓県会とながっており、小区会議員は各町村から選出される。大区会議員は小区会議員の互選とし、県会議員は大区会議員の互選とする方法は、翌年成立する大分県民会規則中の規定と同様であり、参考にされたものと考えられる。

明治十年の西南戦争を経て、本県には翌十一年三月八日「大分県民会仮規則」が頒布された（庶布第四号）。⁽¹⁵⁾ その緒言によると「公議輿論」の尊重と「民権ヲ伸」ばし、県治の向上を図ることが述べられている。

諸言

県治区務ノ要訳トスル處ハ民智ノ適度ヲ察シ能ク風俗人情ト相愜合シテ悖ラサルニ在リ然リ而シテ管地ノ廣キ管民ノ多キ到處俗ヲ異ニシ人毎ニ情ヲ同クセス其恰好ノ治務ヲ施シ果シテ遺憾ナカラシムヲ欲スルモ僅ニ一塵ノ議豈能ク之ヲ悉ス所ナラシヤ之ヲ公議ニ察シ之ヲ輿論トシ其帰沢スル所ヲ取捨シテ而後之ヲ實地ニ施ス於是乎初テ風俗人情ト相愜合シテ遺憾ナカルヘシ是以テ今県会区会ヲ駢開シ固有ノ民権ヲ伸ヘ県下人民ヲシテ県治区務ノ民間ニ切ナル者ヲ議スルノ權ヲ分有セシメ県治

ノ区務ヲシテ益善良ノ域ニ躋サント欲ス諸人其レ之ヲ体セヨ

同時に、議事法心得八カ条と民会仮規則を具体的に説明した民会規則付録も定められた。

大分県民会仮規則は、県会、大区会、小区会の三会に共通するものとして規定された。小区議員は町村から選出し、大区、県会はそれぞれ、下部からの互選にある。小区議員は、十年末に用務所合併が行なわれていたので、合併用務所管下を一小区とみなして選出することとなった。(庶布第七号、十一年三月十一日)⁽¹⁶⁾。また第九下毛・第十字佐の両大区も従来の民会を廢し、この規則の公布により、管内同一の大・小区会を開設することになった。⁽¹⁸⁾四月九日には「区町村総代人心得書」中、第四条が小区会創設に伴い削除された。

仮規則による最初の県会は、七月十日、庁下万寿寺において開かれた。民会仮規則及び凶荒予備法の二議案を議定し、二十五日に閉会した。そして、七月三十一日県会議決のものを仮規則とし、庶布第二十六号で布達された。

「大分県民会規則」は、第一章民会権限、第二章役員議員の責任及権限、第三章選挙、第四章雜則からなる。⁽¹⁹⁾

第一章第四条議目は「民費及会区内諸出入金之事 教育之事 公有財産之事 災害備償之事 衛生之事 無告者等ヲ共救スル事 安寧風儀ニ関スル事 土地ヲ拓キ物産ヲ興ス事 灌漑疏通運輸ノ便ヲ開ク事 民会ノ事 市場ノ事」であり、第二条の「会議ハ總テ会区内人民ノ事ヲ議スル所ニシテ泛ク国政ニ議及スルヲ得ス」とともに、地方官会議決定事項を受けており、他県の場合もほぼ同じである。

第二章では、議長、副議長、幹事、書記の役員を設置し、その職責を列記している。

第三章選挙については、第一回地方官会議では全く議題にならなかったことである。小区会議員の選挙権は、「其村町各戸主」にあり、その他の制限はない(第二条)。被選挙権については、第六条で明記し、(1)年齢二十歳から五十九歳の男子、(2)三年以上、その会区内に本籍を有する者で(3)財産についての制限はなく、借宅でもよいとしている。また、議員は必ずしも戸主でなくてもかまわないが一戸につき一人に限ることにした。官吏、兵役の者は除外されている。小区会議員の選挙権に財産

制限を明記しなかつたことは、注目すべき事項である。

議員定数については、(1)小区會議員は、一村町毎に二名宛とし、百戸以上の村町は、定員外八十戸ごとに一名を出すこととしてゐる。「民会規則付録」によると、これは「百戸以上百三十拾戸未満ハ定員ノ外二名百三十拾戸以上百六拾戸迄ハ式名式百四拾戸迄八三名」と説明されている。これからみると、定員外八十戸につき云々は、五十戸を差引いた数が基準となつてゐることになる。(2)大区會議員は一小区ごとに二名宛、小区會議員の互選により選定する。五百戸以上の小区は定員外五百戸ごとに一名、すなわち三百戸以上に一名を加える。(3)県會議員は、大区會議員の互選により、大区ごとに三名を選ぶ。五千戸以上の大区は、定員外五千戸ごとに一名〓三千戸以上一名を出すすと定められた。

議員給与については、第十四条で「總テ役員議員ハ無給タルヘシ」と規定された。議員無給制は各県共通である。もっとも開場中は、一日五拾錢の日当と、一里につき拾錢以下の往復旅費は支給してもよいとしてゐる。任期は滿二年とした。

第四章雜則は、十四条からなり、会期・議事運営・傍聴のことなどが含められてゐる。

県会は、「一ヶ年一次三月トス其日数廿日ヨリ多カルベカラス」、大区会は「一ヶ年二次トス一次ノ日数十日ヨリ多カルベカラス」小区会は「一ヶ年四次スト一次ノ日数五日ヨリ多カルベカラス」(第一条)と各会の日数は年間二十日以内となつてゐる。緊急の場合は臨時会を開くことができるが、小区会を除き県庁に開申しなければならぬ。

議案は、県庁からの下問と、議員及び衆庶の建議からなるが、下問の他は、議長、副議長が取捨することができるとした。県庁からの下問の審議にその諮問機関としての性格がみられるが、議員及び衆庶の建議が取上げられることは、大きな前進であつた。

ところが、県会開会中の七月二十二日、太政官布告第拾七号で郡区町村編成法、拾八号で府県会規則、拾九号で地方税規則のいわゆる三新法が布告された。これにより、十一月一日、大分県民会規則は廃止されることになつた。したがって本県では、府県会規則施行前の民会は、県会に關しては一回のみで終つたわけである。⁽²⁾翌年からは、政府制定の規則による県会へ交わつ

ていった。

五 おわりに

大分県における民会開設は、十一年であるから、西南戦争の影響もあったであろうが、その成立の上からみれば、他県に比較して早い方ではない。もっとも、旧小倉県管下にあった宇佐、下毛両郡には、合県前から開かれていた。しかし、大分県民会規則中の選挙権や議題提起に関しては、先進的であったといえる。

大小区制のものでは、制度上、行政区画としての町村は消滅していたので、本県では町村会を設けず、小区会が町村を代表する形をとった。基本的には、第一回地方官会議の決定事項に従っている。

地方官会議で森下県令は、区戸長による民会開設に賛成したにもかかわらず、小区議員を公選としたのは何故であろうか。九年九月に、長官が香川真一に交替したからであろうか。このことが選挙権等の内容に影響したとも考えられるが、公選そのものは地方官会議では否定されている。福岡県の場合、区戸長論の渡辺清が引続き県令職にあったが、選挙権の条件も大分県と全く同じである。これは、八年以後の地方情勢の変化にかかわりがあるのではないかと考えられる。各地で起こった地租改正反対一揆や不平士族の反乱、自由民権運動の進展等に対応し、民心を鎮め租税徴収をスムーズに行なうための処置ではなからうか。

明治十一年三月十一日には、内務卿大久保利通が「地方之体制等改正之儀」を太政大臣に上申している。四月には、第二回地方官会議が開かれ「三新法」の審議がなされた。

これまで町村会を設置した県があったことは、地方長官の裁量によるもので、政府も容認している。議題にはならなかったが第一回地方官会議にも意見が出されており、租税徴収などの現実に直面すれば、町村を全く否定することはできなかったのである。

大分県民会規則は、十一年十一月一日に廃止されたが、県は、ただちに翌年四月二十四日「大分県町村会規則」を制定し、三新法体制に対応した。これは、十三年四月八日公布された「区町村会法」の一年前である。

三新法のもとでは行政区画としての町村が復活し、町村役所が設けられた。戸長は公選となるが、選挙権は財産所有の戸主にあてられた。財政上の理由から町村連合も行なわれ、十七年の連合村体制の下地が作られた。

註(1)太政類典第二編第三百三十五卷

(2)同 右

(3)同 右

(4)県治概略第十五卷

(5)明治文化全集憲政編所収「地方官会議日誌」

(6)同 右

(7)同 右

(8)同 右

(9)同 右

(10)同 右「然ルニ府県会区会ノミヲ言テ、小区会(即チ町村会)ヲ言ハサルハ何ソヤ、蓋シ説有リ。昨明治七年ノ調査ニ據ルニ、全国ノ人口開拓使琉球藩ヲ除キテ、三千三百三十五萬七千三百八十八人、戸數七百〇八萬三千八百九十八、此平均人口一戸四人七分トス。又町村ノ數八萬〇三百七十二アリ、一町村ノ平均戸數八十八ニシテ、平均人口四百十人ナリ。今村会ヲ設ケントスル、其議員ヲ選ム、必廿一歳以上ノ戸主タル可ク、又土田財産ノ有無多少ノ制限ヲ設ケサルヘカラス。茲ニ女戸主及ヒ二十一歳未滿男戸主并ニ官吏兵隊教導職囚獄懲役人等ヲ除クトキハ、一町村ノ戸主概略五十人ニ滿タス、又財産ノ制限ヲ加ヘハ、真ニ選挙者タルヘキ者僅々ノミ。是全国一般ニ、町村会ヲ設ル能ハサル所以ナ

リ」と木戸は町村会を議題としなかつた理由を述べたが、禁止はしていない。「然レモ地方ニヨリテハ、大村大町無キニ非ス、又数町村ヲ合シテ会議ヲ起ス可ラサルニ非ス。是亦ソノ地方ノ適宜タル可シト雖モ、其議員ノ選法規則制限等ノ如キハ、之ヲ全国ニ施シテ大異同アル可カラス。故ニ既ニ設立セシモノ、將ニ設立セントスルモノモ、皆之ヲ上申シテ受ケテ施行スヘキモノナリ。」と地方の適宜にまかせ上申し許可を受けた上で設置することを要求している。

(11)明治初年の町村会福島正夫・徳田良治「地租改正と地方自治制」明治史研究叢書Ⅱ所収

(12)福岡県史資料別冊

(13)県治概略第二十卷

(14)福岡県史資料別冊

(15)大分県史料五 内閣庫所蔵

(16)明治十年十二月二十四日、庶布第五拾七号で用務所合併布達が出された。これは九、十大区を除く豊後全域にわたり、百六十小区中、合併をまぬがれたのは、十五か小区で、その結果七十六用務所となった。

(17)県治概略第二十卷

(18)明治十一年大分県第二回年報

(19)大分県史料五

(20)同 右

(21)小区会、大区会についての史料は、余り見られないが、県治概略第二十卷に二か所掲載されている。

十一年五月廿七日 庶達第拾七号 議員名簿云々達

大区会員会開設ノ期相迫候處今以小区会役員議員名簿ヲモ差出サル向有之甚差支候条小区会ハ論ナシ大区会役員議員ヲモ至急撰定シ開申致スヘク旨可申伝此段相達候事

会 報

七月一日開会予定の県会に向けて議員選出を急がせている達である。もう一つは、管内民会議長宛で、翌廿八付庶達番外七、県会云々達で、県会の議案に民会仮規則を加えるので審議しておくことを通知している。

向キニ領布ノ民会仮規則ヲ以テ来七月県会議案ノ一部ニ差加候条各会於テ其得失便否ヲ審論熟議致スヘク(例へハ各小区会ノ決議ヲ大区会ニ出シ各大区会ノ決議ヲ県会ニ付ス)候事

大分県総務部総務課県史編さん班

四月二七日大分県立図書館大ホールにおいて昭和五五年度の総会・大会が催された。

当日の午前中は、左の四氏による研究発表があり、午後は総会のこと、本会副会長中野幡能氏の「豊後の石仏について」と題する公開講演が行なわれた。

洪谷忠章 伐株山城跡の発掘調査について
大隈米陽 賀来飛霞先生の阿波周遊について
末広利人 豊後藩県会議について

後藤宗俊 県立宇佐歴史民俗資料館の構想について
総会では、規約の一部改正が次のとおり可決された。
七 この会に左の役員をおく。

1 委員 若干名(各郡市代表1名宛を含む)
可決事項 右の()内を削除する。

事業計画のうち、機関誌は九八号(後藤重巳)・九九号(小玉洋美)・一〇〇号記念誌(参事担当)・一〇一号(伊藤勇人)、史料集は「元禄・天保郷帳」(出版済み)と「豊前国村明細帳」の続刊が承認された。

研究活動の推進は、本会の主要事業であるが、「古代・中世史」(第二土曜日)、「中世文書」(第四土曜日)、「近世史」(第三土曜日)、「近代史」(第一土曜日)の四研究会の例会を、より盛んにすることが認められた。会員各位の積極的参加を期待します。